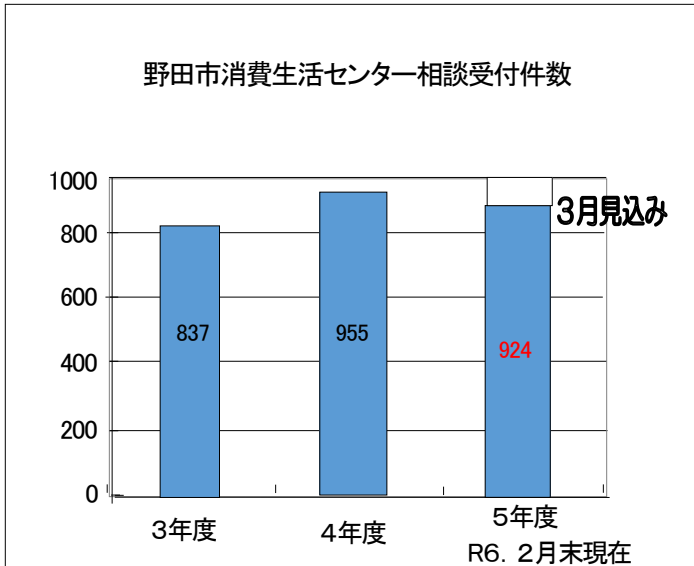


発行:野田市消費生活センター

## 増え続けてます!

## 消費者トラブル



令和5年度も、様々な悪質商法や詐欺などが発生しました。悪質商法は次々と新しい手口となり、老若男女問わずトラブルに巻き込まれる可能性があります。

また、定期購入、訪問販売のトラブルの相談が多くなっており、年間の相談件数も1000件近くなる見込みです。

不安なことや困ったことがありましたら、お早めに消費生活センターにご相談ください。

### 相談ベスト3

令和5年4月～令和6年2月末現在（野田市消費生活センター受付）

**1位 55件 工事・建築・加工**（家のリフォーム（屋根やトイレの工事）など）

**2位 54件 商品一般**（詐欺・架空請求など）

**3位 46件 化粧品**（定期購入に関するトラブルなど）

訪問販売による家のリフォームのトラブル、インターネットやテレビショッピングでの定期購入に関するトラブルに関する相談が多く寄せられました。



### 年代別相談件数

	～20歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳～	不明
R6. 2月末	17	57	66	104	121	122	282	155

「自分は大丈夫!」と思っていないませんか?

巧妙で悪質な手口の前では「絶対に大丈夫!」ということはありません。今一度よく確認し、安易な契約（購入）は避けましょう。

# 増えている消費者トラブル 注意!



## 高齢者を中心に相談が急増！ 一点検商法（※）

(ケース1)

「給湯器の点検に伺います」と言って自宅を訪問され、点検の結果「経年劣化をしている。新しい給湯器に交換しないと危険」と言われ、高額な契約をさせられた!

(ケース2)

「近所で行う家の新築工事の挨拶に来た」などと言って自宅を訪問され、「屋根瓦がずれているため点検してあげる」と言って点検された後、「このままだと瓦が飛んでご近所に迷惑がかかる」などと不安をあおられ、工事の契約をさせられた!

このような勧誘があったら、注意!

- 点検だけのはずが・・・  
⇒点検後に「このままでは壊れる」などと、不安にさせる。  
⇒「今契約すれば割引する」と、契約を急がせる。

対処方法

- 突然訪問してきた業者の点検は、断りましょう。
- 万が一、勝手に点検をされ、工事が必要な場合でも、すぐに契約せず、複数の会社から見積もりを取りましょう。
- 工事終了後でも、クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、すぐに消費生活センターへ相談しましょう。

※ 点検商法とは

突然訪問し、「〇〇がずれているため、点検してあげます」「〇〇の点検に来ました」などと言って点検した後、「このままだとご近所に迷惑がかかる」「新しい物に交換しないと危険」などと不安をあおって、工事の契約をする手口。



無料で点検しますよ

## 「1回だけ」の購入のつもりが「定期購入」に！？

(ケース3)

インターネットでの通信販売で、化粧品を購入。1回だけの購入のつもりが1か月後にも同じ商品が届いた。確認したら、定期購入になっていた！

### 注意！

- ・「初回」〇〇〇とあったら、2回目がある！と思ってください。
- ・定期購入になっていたことに気づき、解約をするために電話をしたが、全く電話がつかない！

### 対処方法

- ・インターネットでの通信販売では、クーリング・オフ制度はありません。注文確定前の画面で、必要事項をしっかりと確認するようにしましょう。大切なことは、小さい字で書いてあります。⇒これくらいの小さな字のことも！

## 知っておこう！ クーリング・オフ制度 (特定商取引法による)

### \*クーリング・オフとは\*

訪問販売や電話勧誘など特定の取引方法で商品等を購入(契約)し、後で考え直して契約をやめたいと思った時、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

### \*クーリング・オフができる主な取り引きと期間\*

期間は、申込書面または契約書面のいずれか早いほうを受けとった日から数えます。

取引内容	期間
訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む)	8日間
電話勧誘販売(電話勧誘による取引、電話をかけさせられた場合も含む)	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法、ネットワークビジネス)	20日間
特定継続的役務提供(語学教室、エステ、美容医療サービス等)	8日間
業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法等)	20日間
訪問購入(業者が店舗以外の場所で、商品の買い取りを行うもの)	8日間

など



通信販売(インターネットショッピング、テレビショッピングなど)にはクーリング・オフ制度はありません。事業者が返品可否や条件についての特約を設けている場合はそれに従うことになります。注文する前に必ず返品条件を確認しましょう。

## まめメールを配信しています

訪問販売や悪質商法などの被害から市民の皆さんを守るため、悪質商法の手口や情報などを、メールで配信しています。

空メールを送信し、登録案内メールが届いたら登録画面を開き、欲しい情報を選んで確認ボタンを押すと、登録完了です。

※ 通信料は、利用者側の負担となります。

登録用アドレス：[t-chiba-noda@sg-p.jp](mailto:t-chiba-noda@sg-p.jp)

【スマホ用】  
QRコード



## 出前講座を実施しています

消費生活センター相談員が、希望する団体の会場に出向き、悪質商法・架空請求などの手口や対処方法を紹介します。

ご希望の団体はお気軽にお問い合わせください。



- ◆ 日程：まずは市民生活課へご相談ください（土日可）。
- ◆ 料金：無料
- ◆ 問合せ：市民生活課コミュニティ係 04-7123-1083

## その他 消費生活センターでは

年2回（5月と11月）、弁護士による無料相談会を実施しています。

詳しくは市報等でお知らせします。

借金問題、出会い系サイトトラブルなど、お困りの方はご利用ください。

## 発行・相談先：野田市消費生活センター

- 電話 04 - 7123 - 1084（直通）
- 相談時間 平日 午前10時から正午、午後1時から4時  
（土曜、日曜、祝日、年末年始はお休みです）
- 所在地 野田市鶴奉7番地の1（市役所2階 市民生活課隣り）

※ 来庁、電話のどちらでもご相談できます。